

改訂後	改訂前
<p>第6条（お支払い）</p> <p>(1) 会員は、カード利用での当社に対する一切の債務は、会員があらかじめ約定した会員の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法（ゆうちょ銀行を指定した場合は、ゆうちょ銀行通常貯金口座からの自動払込みの方法）により、毎月27日（金融機関休業日の場合は、翌営業日、以下「支払日」といいます）に支払うものとします。なお、当社が認めた場合は、当社指定場所への持参払いもできるものとします。ただし、当社の都合により当社が会員宛に振込用紙を送付した場合には、会員は、送付された振込用紙に従って支払うものとします。この場合の金融機関の振込手数料は、会員の都合による前記の預金口座設定の不備等および(2)の場合を除き当社負担として、会員は、振込用紙記載の請求額から当該手数料を控除することができるものとします。</p> <p>(2) <u>会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替、引落としもしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、当社所定の手料を会員は負担するものとします。</u></p>	<p>第6条（お支払い）</p> <p>(1) 会員は、カード利用での当社に対する一切の債務は、会員があらかじめ約定した会員の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法（ゆうちょ銀行を指定した場合は、ゆうちょ銀行通常貯金口座からの自動払込みの方法）により、毎月27日（金融機関休業日の場合は、翌営業日、以下「支払日」といいます）に支払うものとします。なお、当社が認めた場合は、当社指定場所への持参払いもできるものとします。ただし、当社の都合により当社が会員宛に振込用紙を送付した場合には、会員は、送付された振込用紙に従って支払うものとします。この場合の金融機関の振込手数料は、会員の都合による前記の預金口座設定の不備等および(2)の場合を除き当社負担として、会員は、振込用紙記載の請求額から当該手数料を控除することができるものとします。</p> <p>(2) <u>会員は、カード利用による支払金等を、当社の都合によるものでなく遅延し、当社が以下の各号の手続きを行った場合は、その手続きに要する費用として210円（税込）を支払うものとします。</u></p> <p><u>①金融機関に再度口座振替の依頼をした場合。</u></p> <p><u>②会員宛に振込用紙を送付した場合。</u></p> <p><u>③会員宛に当社所定の振込先案内書の送付手続きを行った場合。</u></p>